

# 避難確保計画の作成について

《要配慮者利用施設の職員・関係者のみなさまへ》

## 要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設  
その他の主として防災上の配慮  
を要する方々が利用する施設で  
す。

例  
え  
ば

### （社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

### （学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

### （医療施設） ※有床のみ

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち（津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち）、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。



※国交省パンフレットより

釧路市防災危機管理課（令和5年5月）

# 避難確保計画とは

●法律で作成が義務付けられている水害や土砂災害からの避難計画です

根拠法令	災害	対象となる要配慮者利用施設	義務付けられている内容
水防法	洪水	洪水浸水想定区域内かつ 市町村地域防災計画に定められたもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難確保計画の作成</li><li>・市町村に計画を報告</li><li>・避難訓練の実施</li><li>・市町村に避難訓練の結果を報告</li><li>・自衛水防組織の設置（設置する場合）</li></ul>
土砂災害防止法	土砂 災害	土砂災害警戒区域内かつ 市町村地域防災計画に定められたもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難確保計画の作成</li><li>・市町村に計画を報告</li><li>・避難訓練の実施</li><li>・市町村に避難訓練の結果を報告</li></ul>
津波防災地域づくり に関する法律	津波	津波災害警戒区域内かつ 市町村地域防災計画に定められたもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難確保計画の作成</li><li>・市町村に計画を報告</li><li>・計画の公表</li><li>・避難訓練の実施</li><li>・市町村に避難訓練の結果を報告</li></ul>

# 避難確保計画の内容

## ●避難確保計画に定める項目について（ひな形に記載されています）

- ① 計画の目的・報告
- ② 計画の適用範囲
- ③ 防災体制
- ④ 情報収集及び伝達
- ⑤ 避難の誘導
- ⑥ 避難の確保を図るための施設の整備
- ⑦ 防災教育及び訓練の実施



※非常災害対策計画や消防計画、BCP（事業継続計画）等、施設において他の防災計画を作成している場合は、上記を追記することでも避難確保計画を作成したと見なすことが可能です

（記載内容は釧路市の『避難確保計画ひな形』に準じること）

# 避難確保計画の作成準備をする

釧路市Webハザードマップを確認する

※釧路市ホームページトップ画面

- 釧路市Webハザードマップで施設の災害リスクを確認します
- LINEのトップ画面からも釧路市Webハザードマップを確認できます
- 津波に関するマップを選択します



※釧路市Webハザードマップ

Webハザードマップを選択します

# 避難確保計画の作成準備をする

釧路市Webハザードマップを確認する

※津波に関するマップ画面

- 【津波警報時】（3m）の浸水の確認や、【大津波警報時】の①1cmの津波到達時間、②基準水位、③「津波一時避難場所」を確認してください



【津波警報】（3m）と、  
【大津波警報】の切り替えができます



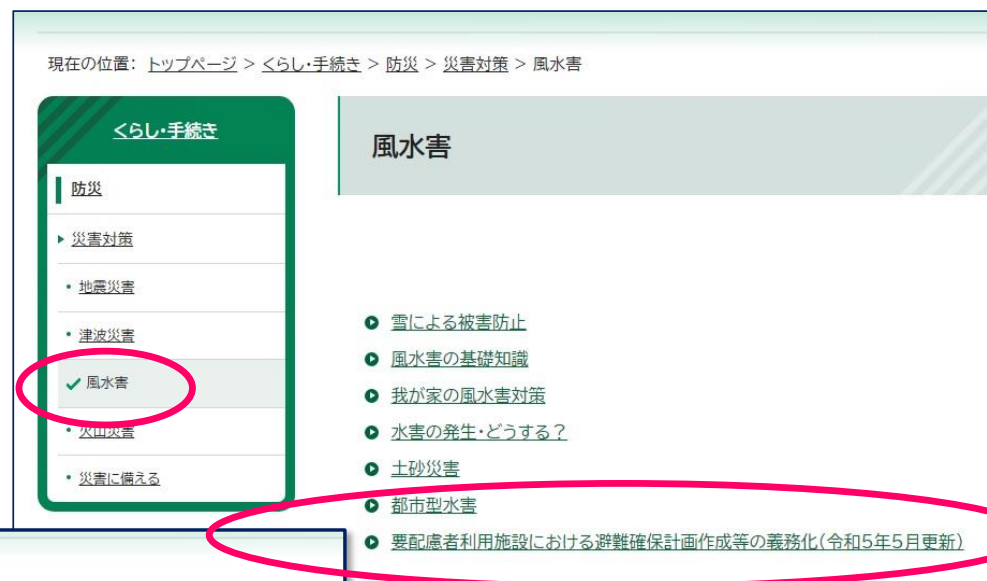
※津波に関するマップ【大津波警報】



# 避難確保計画を作成する

## ●避難確保計画のひな形をダウンロードする

釧路市ホームページから、津波時は「津波災害のページ」、洪水と土砂は「風水害のページ」へ進むと要配慮者利用施設における避難確保計画のひな形や手引き（医療施設、医療施設以外の2種類あります）、訓練実施報告書のダウンロードができます。



※↑洪水、土砂はこちらから

津波時の避難確保計画ひな形をダウンロードします

※津波時は「津波災害のページ」

# 避難確保計画を作成する ※津波

## 避難確保計画の表紙

- **大津波時の基準水位と到達時間、津波一時避難場所を記載します（5ページで事前に確認します）**
- 釧路市Webハザードマップで施設の基準水位と到達時間が確認できます（4、5ページ参照）※分からなければ防災危機管理課へ問合わせください
- 施設名・作成年月日・施設担当者と連絡先を記載します
- 釧路市防災危機管理課と一緒に作成することもできますので、気軽に相談してください



※津波時の避難確保計画ひな形【医療施設を除く】

●●●●施設名 大津波浸水想定  
①津波到達時間（1cm）：●●分  
②基準水位：●●m  
③避難場所：●●●● ●階  
（参考時間のため、津波がより早く来る可能性に留意すること。）

津波時の避難確保計画  
【医療施設を除く】

●●●●（施設名）  
20●●（令和●●）年●●月

担当者：  
連絡先： 電話  
メール @

# 避難確保計画を作成する ※津波

## ① 計画の目的・報告

- 避難確保計画の作成目的と訓練への活用、また計画を修正した際には、釧路市へ報告することについて記載します
- 釧路市Webハザードマップを活用し、施設における災害種別を確認し記載します
- **想定される災害を必ず確認してください**

## ② 計画の適用範囲

- 誰が避難確保計画の適用対象となるのか、また施設の状況について記載します
- 利用者や職員の人数に変動がある場合は平均や定員数を記載します

20〇〇(令和●●)年●●月版

**記載例を削除**

**作成年月日を入力**

**1. 計画の目的・報告**  
《記載例》

- この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項に基づくものであり、本施設の利用者の津波時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
- また、作成した避難確保計画に基づき、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、津波に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じて計画を見直していくものとする。
- 計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、遅滞なく、当該計画を釧路市長へ報告する。

**2. 計画の適用範囲**  
《記載例》

- この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

**【施設の状況】**

構造 (該当するものに チェックを入れる)	階数		階建て		使用階	
	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 非木造				
利用者	●名		夜間	●名	休日	●名
施設職員	●名			●名		●名

■ 計画の見直し  
避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

1



# 避難確保計画を作成する ※津波

## ③防災体制 ①津波到達時間が短い場合

- 避難行動の判断時期や、活動内容対応者・防災体制を定めます
- ひな形では活動内容が記載済みですが施設の閉館や安全を確保した上での利用者引き渡しなど、適宜内容を変更・追加をしてください
- 北海道・三陸沖後発地震情報はM7.0以上の地震発生後に出される、迅速な避難体制の準備を促す情報です

20〇〇（令和〇〇）年〇〇月版

### 3. 防災体制

《記載例》

- 防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

① 津波到達時間が短い場合

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制の確立	・緊急地震速報	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
	・北海道・三陸沖後発地震注意情報	備蓄・避難体制の確認	避難誘導要員
警戒体制の確立	・津波注意報の発表	津波情報等の発表 使用する資器材の準備	情報収集伝達要員
	避難指示の発令	利用者保護者・家族等への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
非常体制の確立	・避難指示の発令 ・津波警報、津波特別警報（大津波警報）の発表 ・危険の前兆を確認（注1）	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。  
 ※判断時期は、津波の場合では、避難情報に必ずしも発令されない場合があるので、地震の大きさ等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。  
 （注1）市町村による避難指示（緊急）の発令が間に合わない場合もあるため、強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが必要である。

注意体制 …災害モードへの気持ちの切り替え。気象情報等の収集を行う。

警戒体制 …避難場所へ避難する準備を行う。

非常体制 …避難誘導を開始する。

2

**！！津波の場合！！**  
**警戒レベル4「避難指示」の発令が間に合わない場合があるので地震の大きさ等により自主的な判断と避難行動をとってください**

警戒レベル

新たな避難情報等

5	緊急安全確保※1
4	避難指示※2
3	高齢者等避難※3
2	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	早期注意情報（気象庁）

※内閣府

# 避難確保計画を作成する ※津波

## ③防災体制 ②津波到達時間が長い場合

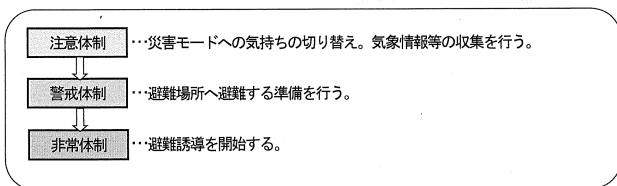
② 津波到達時間が長い場合（遠地での地震）

2000（令和●●）年●●月版

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急地震速報</li> <li>津波注意報発表</li> <li>遠地地震に関する情報</li> </ul>	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報の発表（浸水エリア外の場合）</li> <li>高齢者等避難の発令</li> </ul>	津波情報等の情報収集 施設内全員の避難準備 利用者保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員
非常体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示の発令</li> <li>津波警報の発表（浸水エリア内の場合）</li> <li>大津波警報（津波特別警報）の発表</li> <li>危険の前兆を確認</li> </ul>	施設内全員の避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

※判断時期は、津波の場合では、避難情報は必ずしも発令されない場合があるので、地震の大きさ等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。



- 遠地での地震による津波は到達時間が予測されるため、施設の休館等の対応を検討しましょう
- ひな形に記載済みですが浸水エリアに該当するかないかで、防災体制が変わってきますので、情報収集をしてください

### 気象庁が発表する津波予報の区分

予報の種類	予想される津波の高さ		市が発表する避難の情報
	巨大地震の場合の表現	数値の発表	
大津波警報	巨大	10m超 (10m<予想高さ)	避難指示
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	高い	3m (1m<予想高さ≤3m)	避難指示 (注意喚起)
津波注意報	—	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	

※気象庁の発表の区分と市が発表する避難情報

# 避難確保計画を作成する ※津波

## ④ 情報収集及び伝達

### 4. 情報収集及び伝達

#### 《記載例》

#### (1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
地震情報、津波情報 北海道・三陸沖後発地震 注意情報	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、北海道防災メールなど
避難情報（高齢者等避 難、避難指示、避難所開 設など）	テレビ、ラジオ（FMくしろ 76.1MHz）、釧路市ホームページ、 釧路市防災メール、釧路市 Web ハザードマップ、LINE など

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、天候、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

#### (2) 情報伝達

(3) 別紙●「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、地震情報、津波情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

(4) 避難する場合には、別紙●「施設利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の家族に対し、「●●●●（避難場所）への避難を開始する」旨を連絡する。  
※ただし、連絡行為については津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合に限る。以下も同様。

- 避難の完了後、災害の状況に応じて可能な限り、釧路市●●課（連絡先）に避難が完了した旨を連絡する。
- 避難の完了後、別紙●「施設利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の家族に対し、避難が完了した旨を連絡する。

- テレビやラジオ、スマートフォン等の情報機器を使用し、**気象情報や避難情報を集め**、職員（施設の状況に応じて利用者）に**共有（情報の伝達）**してください※ひな形に記載されています
- 収集した情報のほか、施設周辺での災害の前兆が確認された場合は、避難行動を開始します
- **連絡行為**については、時間的に可能な場合に限ります また、避難完了の連絡についても可能な場合は**釧路市担当課（障がい福祉課や介護高齢課など）**へ連絡をします

『FMくしろ（76.1MHz）』では、釧路市との協定により災害情報が割り込み放送されます



# 避難確保計画を作成する ※津波

## ⑤ 避難誘導

### 5. 避難誘導

#### 《記載例》

避難誘導については、次のとおり行う。

#### (1) 避難場所

■ 避難場所は下表のとおりとする。

#### (2) 避難経路

■ 避難場所までの避難経路については、別紙1「避難経路図」のとおりとする。  
 ■ 避難場所については避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

#### ① 立ち退き避難の場合

	名称	避難場所	移動手段
津波警報 3m※	●●●●●● □【指定緊急避難場所】	●●階	徒歩・階段

※3m津波浸水区域内に施設がある場合に記入する。

	名称	避難場所	移動手段
大津波警報	●●●●●● □【指定緊急避難場所】	●●階	徒歩・階段

	名称	避難場所	移動手段
大津波警報	●●●●●●	●●階	徒歩・階段

#### ② 垂直避難の場合※

	名称	避難場所	移動手段
		●●階 ●階フロアライン：●●m	徒歩・階段

※施設の避難場所の高さが基準水位よりも高く屋内安全確保が可能であり、必要な備蓄品がある場合のみ記入する。

施設の避難する階と、その階のフロアラインを記入する。

- 避難場所や移動距離、移動手段、避難に要する時間を記載します
- 津波警報 3m津波浸水区域内にある場合に記載してください。浸水区域外であれば避難の必要はありません
- 津波時のひな形では、避難場所の記載欄がいくつかありますが、立ち退き避難が基本です

※釧路市Webハザードマップ 津波に関するマップ画面



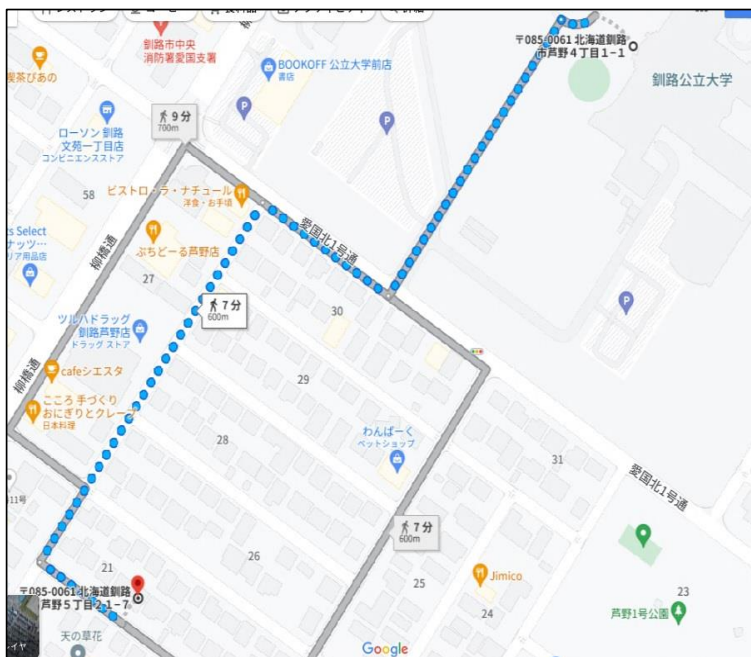
避難場所の情報



# 避難確保計画を作成する ※津波

## 施設周辺の避難経路図

- 避難場所までの経路図を作成します
- 避難経路に洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険区域等がある場合があるので釧路市Webハザードマップを確認してください
- 実際に道を歩き（移動して）できるだけ安全な経路を検討します  
※最短ルートとは限りません



※Googleの経路地図

地図は手書きでも大丈夫です



訓練の実施の際も道路状況などを確認  
しましょう。  
実際に歩くと道が凸凹であったり、狭  
くて危険だったりすることがあります。



# 避難確保計画を作成する ※津波

## ⑥ 避難の確保を図るための整備

- 情報収集や非難誘導に使用する資機材について、保管状況を把握し適切に管理するよう努めます
- 非常食や飲料水等の備蓄をします※施設内での屋内安全確保を計画している場合は、必ず施設に備蓄してください
- 電気・ガス・水道・トイレ等が使用できなくなることを想定し、資器材を準備してください

2000 (令和●●) 年●●月版

**6. 避難の確保を図るための施設の整備**

《記載例》

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

活動の区分	備蓄品
情報収集・伝達	□テレビ、□ラジオ (FM くらしほ 76.1MHz)、□タブレット、□ファックス、□携帯電話、□懐中電灯、□電池、□携帯電話用バッテリー
避難誘導	□名簿 (従業員、利用者等)、□案内旗、□タブレット、□携帯電話、□懐中電灯、□携帯用拡声器、□電池式照明器具、□電池、□携帯電話バッテリー、□ライフジャケット、□蛍光塗料
施設備蓄・非常持ち出し品	□水 (1人あたり●●)、□食糧 (1人あたり●●食分) □寝具、□防寒具 □おむつ・おしりふき □体温計、□マスク、□消毒液、□ハンドソープ、□使い捨て手袋、□ビニールエプロン、□嘔吐処理具、□ウエットティッシュ、□ゴミ袋、□タオル、□常備薬、□包帯・絆創膏、□簡易トイレ
その他	□

チェックを入れるか、実際にある物のみの掲載にしても構いません

**7. 防災教育及び訓練の実施**

《記載例》

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- 5月の訓練を実施した後、釧路市へ報告書を4月実施分とまとめて提出する。

7

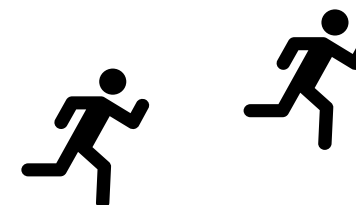
## ⑦ 防災教育及び訓練の実施

- 年1回以上の訓練の実施計画を記載します
- 訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に「訓練実施報告書」を釧路市防災危機管理課へ提出してください (6ページ参照) 複数回実施した場合は、まとめて報告してもかまいません

# 避難確保計画を提出する

## 「避難確保計画作成・変更報告書」を作成

- 施設の管理者について、住所連絡先等を入力します
- 作成・変更・そのほかの計画に追加したものか、チェックをします
- 対象としている災害を○で囲みます
- 避難確保計画が作成できましたら、「避難確保計画作成・変更報告書」を添付して釧路市防災危機管理課へ提出してください
- 避難確保計画の目次にあるように、施設の連絡網等の様式は釧路市へ提出不要です。施設で保管してください



避難確保計画作成（変更等）報告書

令和 年 月 日

（あて先）  
釧路市長

報告者（所有者・管理者）  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電 話 （ ） \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_  
メー ル \_\_\_\_\_

別添のとおり、津波防災地域づくりに関する法律（津波法）、水防法、土砂災害防止法（土砂法）の規定に基づく避難確保計画を  
（作成・変更） しましたので報告します。  
消防計画・その他計画に追加

施設の所在地	<b>施設所住所</b>
施設の名称	<b>施設名</b>
添付資料の内容	津波・洪水・土砂災害 避難確保計画
施設の用途 その他特記事項 (変更の場合は主要な変更事項)	<b>施設の事業について</b>
※事務局通信欄（報告者は記入しないこと）	
受 付 欄	経 過 欄
	<input type="checkbox"/> 担当課送付（ _____ 課）

備考 1（作成・変更）のうち該当部分を○で囲むこと。  
 2（所有者名・管理者名）のうち該当部分を○で囲むこと。  
 3 避難確保計画は2部提出すること。

# 訓練実施報告書を提出する

## 訓練実施報告書の提出

- ⑦防災教育及び訓練の実施に定めるとおり、年1回以上の訓練の実施が法律義務となっています
- 訓練の内容はチェック項目のほか、施設で行っている訓練を記載してください（自由記載）  
（例）小学校と一緒に避難訓練を実施など
- 訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に「**訓練実施報告書**」を**釧路市防災危機管理課**へ提出してください  
※記載例を参考にしてください（6ページ参照、様式をダウンロードします）
- 行った訓練内容にチェックを入れます、実際に参加した人数、訓練にかかった時間等を記載します
- 複数回実施した場合は、まとめて報告してもかまいません



(別紙 1)

洪水・土砂災害・津波に関する訓練実施報告書

令和 年 月 日

(あて先) 釧路市長  
訓練記録作成者(報告者)  
職 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

施設の所在地			
施設の種類・内容	訓練日時 年 月 日 時 分から 時 分 想定災害 (対象災害と河川名を以てする) 洪水 ( 新釧路川 釧路川・別保川 阿寒川 ) 土砂災害 津波 <input type="checkbox"/> 図上訓練 <input type="checkbox"/> 情報伝達訓練 <input type="checkbox"/> 避難経路の確認訓練 <input type="checkbox"/> 立ち退き訓練 <input type="checkbox"/> 垂直避難訓練 <input type="checkbox"/> 備蓄や非常用持ち出し品の確認訓練 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 訓練内容について自由記載		
訓練参加者・参加人数	職員	名	
	施設利用者	名	
	その他訓練参加者 (施設利用者の家族や地域住民など)		
	・	名	
	・	名	
確認事項	<input type="checkbox"/> 避難支援に要した人数	名	
	<input type="checkbox"/> 避難に要した時間	時間 分	
	<input type="checkbox"/> 避難先や避難経路の安全性 (避難先: )		
	その他		
※事務局通信欄 (報告者は記入しないこと)			
受付欄	経過欄		

《提出先・問い合わせ先》 釧路市総務部防災危機管理課 電話 0154-31-4207  
FAX 0154-23-5180  
Eメール bo-bousa@city.kushiro.lg.jp